

ショートステイおさなぎ
運営規程

社会福祉法人 明東会

ショートステイおさなぎ 運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 明東会が設置経営する指定短期入所生活介護事業所ショートステイおさなぎ（「介護予防短期入所生活介護を含み以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行なう。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイおさなぎ
- (2) 所在地 東根市中島通り一丁目25号

(利用定員等)

第4条 事業所の利用定員等次のとおりとする。

利用者定員20名、ユニット数2ユニット、ユニットごとの利用者定員10名。

(通常の送迎の実施地域)

第5条 通常の送迎の実施地域は、東根市、村山市、天童市及び河北町とする。

第2章 職 員

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 医師（非常勤） 1名（兼務）
利用者の診療と健康管理及び保健衛生の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名（兼務）
生活相談員は、事業所に対する短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、及び利用者又はその家族に対する生活相談及び指導を行う。
- (4) 介護職員 10名
利用者の日常生活の介護、介助及び短期入所生活介護計画の作成、相談等の業務に従事する。
- (5) 看護職員 1名（兼務）
利用者の看護、保健衛生指導等の業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員 1名（兼務）
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する
- (7) 管理栄養士 1名（兼務）
給食管理、入居者の栄養指導に従事する。

第3章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

（短期入所生活介護サービスの内容及び利用料等）

第7条 短期入所生活介護サービスの内容は次のとおりとし、短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とする。なお、当該指定短期入所生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときに利用者が支払う額は、介護保険負担割合証で指定された利用者負担割合の額とする。

- (1) 身体介護
 - (2) 入浴介護
 - (3) 食事介護
 - (4) 送迎サービス
 - (5) その他生活介護全般
- 2 その他日常生活費及び特別なサービス等の費用の額については別表に定めるとおりとする。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

第4章 施設の利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者及びその家族等は面会時間、外出、外泊等について、職員の許可を必要とし、居室や設備、器具は本来の用法に従って利用する。

- 2 騒音の原因、宗教活動等他の利用者の迷惑になる行為は行なわないものとする。
- 3 敷地内は禁煙とする。

第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

第9条 管理者は災害管理者を定め、災害対象物について災害管理上必要な業務を次のとおり行わせるものとする。

- (1) 消防計画、災害計画の作成
- (2) 消火、通報、及び避難の訓練の実施
- (3) 消防用設備等の点検及び整備
- (4) 避難、災害上必要な構造及び設備の維持管理
- (5) その他

- 2 職員は常に災害防止と入所者の安全確保に努めなければならない。

第6章 その他運営に関する重要事項

(緊急時等における対応方法)

第10条 介護職員等は、短期入所生活介護サービスを提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(身体拘束等)

第11条 事業所は、短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、利用者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- 2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由などを記録しなければ

ばならない。

(その他)

第12条 介護職員等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年5月22日から施行する。

但し、第7条に規定する他の費用の額のうち「滞在費」については、平成19年7月1日から適用する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。